


	体験コース	相談コース
内容	スマホの操作体験	スマホの悩み相談
対象	桂川町在住者	桂川町在住者
定員	各20名 (※最低開催人数10名)	4名
会場	下記のとおり	桂川町住民センター
受講料	無料	無料
開催日	7月12日(水) (桂川町総合体育館) 8月9日(水) (桂川町住民センター) 9月21日(木) (王塚装飾古墳館) 10月19日(水) (桂川町総合体育館)	8月18日(金)
時間	13時30分～15時30分	10時～11時



教室

スマホでの悩み解決いたします

体験コース・相談コース
スマートフォン教室開催します

図 社会教育課 社会教育係 ☎65・2007

スマートフォンを利用でお困りのことはありませんか？左記日程をご確認の上、ぜひご参加ください。

【募集期限】開催日の1週間前まで

【申込先】桂川町住民センター

【申込方法】電話受付※平日8時30分～17時15分

【その他】「相談コース」の相談時間は、1人当たり30分程度です。

「体験コース」のスマートフォンは、事務局でAndroidを準備します。

■ 免除の申請について

【申請手続き】

令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月分)の申請は、令和5年7月1日から桂川町役場で受付
※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です
※過去期間については、申請をした月から2年1カ月前までさかのぼって免除申請が可能です

【申請に必要なもの】

- マイナンバー(個人番号)確認書類
(マイナンバーカード・個人番号通知書など)
- 本人確認書類
1点確認:マイナンバーカード、運転免許証など
2点確認:年金手帳、健康保険証、介護保険証など
- 印鑑(本人による申請の場合は不要)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など(持っている場合)



国民年金保険料免除制度 ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

図 住民課 住民年金係 ☎65・3301
直方年金事務所 ☎0949・22・0891

国民年金保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢年金を受け取ることができない場合や、いざというときの障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付が免除される「保険料免除申請」をしてください。(任意加入被保険者は除きます。)所得額だけでなく、失業・生活扶助等が免除該当要件となる場合もあります。

◆ 免除制度は、「納めなくても大丈夫」ということではありません ◆



免除制度は、決して「納めなくても大丈夫」ということではなく、将来もらえる年金額は減ってしまいます。免除を受けた期間は、10年以内ならさかのぼって納めることができますので、支払える状況になれば納めていただくことをお勧めします(ただし2年度過ぎると当時の保険料に加算額が付きます)。さかのぼって納付(追納)を希望される方は、直方年金事務所にご連絡ください。